

中国語の奥秘 日本語の機微

—— 辞書の語釈・用例に見る両言語の表情と両国の国情 (2)

夏

剛

「発光」と「発放」：後者が成立しない日本語の不思議

『日本国語大辞典』の「はっ-こう【発光】」は、「(名)①光を発すること。光を放つこと。また、その光。②生物体が体内のエネルギーを光に転換して、光を発すること。生物発光」の両義である。①は漢籍「李賀-日出行」の典拠が有り、②は「光と風と夢(1942)〈中島敦〉六」等2点の使用例が有る和製語義である。『広辞苑』の語釈「①光を発すること。②特に生物発光をいう」と、子見出し「-き【発光器】」「-きんるい【発光菌類】」「-さいきん【発光細菌】」「-し【発光紙】」「-せいぶつ【発光生物】」「-たい【発光体】」「-ダイオード【発光ダイオード】」「-どうぶつ【発光動物】」「-とりょう【塗料】」を見ても、①よりも②が主な意味に成っている様に思われる。『漢語大詞典』の両義は「①散發出可視的光；明亮。②比喻精彩、有價值」(①見える光を放つ。明るい。②精彩を放つこと、価値が有ることを譬えて言う)で、其々「唐李賀《日出行》」等4点、「胡采《〈在和平的日子里〉序五》」の出処が有る。『現代漢語詞典』の「【発光】 fā/guāng」の項では「【動】發出光亮或光芒」(「(動)光或いは[強烈な]光線を放つ」)の1義と為り、用例「星星在夜空中閃閃~◇為祖國建設出一分力，發一分光」(「星が夜空にきらきら輝く」)「[比喩的な用法]祖國の建設の為に、僅かな熱が有ればそれだけの光を発する[微力ながら全てを出し尽す意]」が示す様に、一定の使用頻度が有るこの単語は物体や人間に用いるのが一般的である。関連項目は次の「【発光強度】 fāguāng qiángdù」(=「表示光源発光強弱的物理量。單位是坎德拉」[光源の発光の強弱の物理的な量を表す。單位はカンデラ])だけで、英語の bioluminescence (bio- [生命, 生物] と luminescence [冷光] の合成)に対応する「生物発光」や「発光生物」は入っていない。

『日本国語大辞典』の【発光①】は『広辞苑』の同①と同じ「光を発すること」の次に、同辞書の【螺鈿】の語釈中の「真珠光を放つ」と同じ動詞を使う「光を放つこと」と有る。此等の中の「発・放」の2字で合成した中国語の「【発放】 fāfàng」は『現代漢語詞典』で、

「**動**①（政府、機構）把錢或物資等發給需要的人。②処置；發落（多見於早期白話）」（**動**）
 ① [政府・機構が] 金かね或いは物資を、これを必要とする人に支給する。②処置する。処分する。
 [多くは早期の白話に用いた])と説明され、①に用例「～貸款 | ～救濟糧 | ～經營許可証」（「貸付金を交付する」「救濟食糧を放出する」「經營許可証を交付する」）が挙げられている。『漢語大詞典』では「①發落, 処置」に「元秦簡夫《東堂老》第二折」等4点の出处が付いており、「②釈放, 遣散。③分發錢、糧等」（②釈放する。解散する, 送還する。③金かね・食糧等を支給・放出する）に、其々「元関漢卿《金線池》第二折」「元劉致《端正好・上高監司》套曲」を初めとする3点の典拠が有る。「④流放」（④流刑に処する）の出典『水滸伝』（第2回）は時代が下ったものの日本では馴染が深いので、中国語で長い使用履歴と一定の使用頻度が有るこの単語は何故か日本語には入っていない。

「交付」と「手当」：日本語の金銭絡みの動詞機能の退化

『現代漢語詞典』の【發放】①に対応する日本語の漢単語「支給」「交付」「給付」は、とも俱に中国語が語源でありながら「交付」以外は中国で死語化し『現代漢語詞典』には出ない。『日本国語大辞典』の「しーきゅうシキウ【支給】」（語釈＝「《名》金品などを払い渡すこと」）では、「西国立志編（1870—71）〈中村正直訳〉八・二三」等の使用例が有るが漢籍典拠が無い。『漢語大詞典』の同項目（拼音＝zhīgěi）の説明は「供給, 支付」（供給。払い渡す）で、「唐韓愈《請復国子監生徒状》」等4点の出典が挙げられているが、同形・同義の日本語の形成に影響が無かったとすれば中村正直は韓愈並みの造語力の持主の様に思える。『広辞苑』の語釈・例示は「はらい渡すこと。あてがいわたすこと。支出給与。“手当を一する”」であるが、この意味の「手当」（「て-あて【手当】」の「②労働・勤務などの報酬として与える金銭。また、基本的な給料などのほかに支給する金銭」の両義 [用例＝「“月々の—”“家族—”」] の後者）に当る中国語「津貼（jīntiē）は、『漢語大詞典』の「①亦作“津帖”。補帖；補帖」（①亦「津帖」に作る。手当。補助）に「《元典章新集・刑部・禁騷擾》」等3点、「②薪水以外的補助費」（②給料以外の補助費）に「鄭觀應《盛世危言・廉俸》」等2点の出处が有るにも関わらず、日本語には入らずじま了いであつた。

『現代漢語詞典』の「【津貼】jīntiē」は、「①名工資以外的補助費, 也指供給制人員的生活零用錢。②動給津貼；補帖」（①《名》給料以外の補助費。現物支給制の対象者の小遣いをも指す。②《動》給料以外の補助費を出す。[金銭面で]補助する）の両義である。「【供給制】gōngjǐzhì」は「名按大体相同的標準直接供給生活資料的分配制度」（《名》大体同様の基準に由つて消費財 [生活必需品] を直接供給する分配制度）の意で、『漢語大詞典』の「③指供給制人員的生活零用錢」は使用例「《人民文学》1981年第8期」の様比較的新しい。『現代漢語詞典』

の②の用例「毎月～他一些錢」(毎月彼に少し手当を出す)は、名詞に次ぐ動詞の方も使用頻度が低くないことを示唆する。『広辞苑』の【手当】は他に「①前もってその用に備えること。用意。準備。また、そのために配置される人。日葡辞書“テアテラ(置)ク”。“人員の一”」、又「③心付しづろ。浮世風呂二“由良之助が如才ないから、内証で一もしたらうのさ”」「④てだて。手段。対応策。処置。特に、病気やけがなどに対する処置。“医師の一”“応急一”「めしとり。捕縛」も有り、唯一の子見出し「-もの【手当者】」は「江戸時代、死罪・遠島などの重罪囚人の称」であるが、金銭の給付を表す動詞の用法の現代の例は示されていない。

『新明解国語辞典』初版の「*てあて①【手当】」は、「〔もと、用意・準備の意〕⊖労働の報酬として与える金。〔狭義では、基本給のほかに支給する金をも指す。例、“家族一”〕⊖病気・けがなどに対処する処置」と説明されている。第3版の改訂を経て現行版では大幅に膨らみ、③は「**㉓【手当(て)】** →する 〈なに・だれヲ一する〉⊖(万一の時の)用意。“後任の一をしておく補助員の一がつく”⊖病気・けがや新たな事態などに対応する処置。“一を受ける”“一が講じられる”“応急一”と為っている(前半部分の微修正は「用意・準備の意」→「予測して準備しておく意」,「金」→「お金」,用例の1点目としての「一がつく」の追加)。『日本国語大辞典』の同項目(《名》)の12の語義中に「(一する)」が付くのは、「**1**あらかじめその用に備えること。また、そのために配置される人。用意。準備」「**2**算段すること。工面すること」「**7**もてなすこと。馳走。はからい。あつかい方」「**8**けがや病気などの処置を施すこと。また、その処置」である。「**5**心付けの金品を与えること。また、その金品」は語釈でも動作の意が示されているのに、動詞としての機能の在り方を示す「(一する)」の表記が無い点には引っ掛かりを感じる。

「手配」と「捜査」：動作の実質と日本語の名詞形との乖離

「(一する)」の附記が施されていない8語義の中で、「**3**てだて。方法。手段」「**4**仕事の報酬としての金品。手当金」「**6**支払いに用意する金銭。費用」「**10**捕方・警察の捜査。また、召取り。捕縛。逮捕」「**11**基本賃金のほかに支給する賃金。家族手当・年末手当・職務手当・住宅手当・通勤手当など」(使用例は其々0点、3点、3点、3点、0点、0点)は、名詞が中心語と為る語釈を見れば動詞の機能を持たないのが自明であるが、「**9**必要な世話をすること」「**12**取引市場での清算取引で、受け渡しする品物を準備すること」(同1点、0点)は、**1278**の「～備える/～する/もてなす/～施すこと」と同様に「～すること」が中心語なのに、同類の「～与えること」が先に出る5と俱ともに動詞の属性の無い名詞として扱われている。

「(一する)」が記された**1278**の各4点、1点、2点、3点の使用例の中の該当の使い方は、

[2]の「*魔風恣風(1903)〈小杉天外〉前・画工の家・二“養父(ちち)から貰ふ学資の他には、何処から手配(テアテ)する当もない”と、[8]の2点目「*うたかたの記(1890)〈森鷗外〉下“手当して見むとおもひ玉はば、こなたへ”の2点しか無い。前者で当て字として使われた語は同じく中国語に無い和製漢語であり、「て-はい【手配】」の「(名)[1]手わけして準備を進めること。てくばり。[2]人を要所に置くこと。特に、犯人などを逮捕するため人々を要所に配置したり、指令を方々に出して手はずを整えたりすること。てくばり」の前者の意に当る。[1]の使用例(3点)の初出「大道無門(1926)〈里見弴〉影法師・一」よりも、[2]の同3点中の初出「日誌字解(1860)〈岩崎茂実〉」の方が66年も早かったが、最後の「*他人の顔(1964)〈安部公房〉灰色のノート“手配のモニタージュ写真も無効になり”」は、[1]の最後「地の群れ(1963)〈井上光晴〉六“医者と薬剤と、さらに担架を手配するために”」とは、同時期の作品でありながら意味も品詞も異なる。サ変動詞の用法も有る[1]に対して[2]の3点とも名詞として用いられていることは、【手当】の「[10]捕方・警察の捜査。また、召取り。捕縛。逮捕」及び用例の名詞一色と共に、犯人逮捕やその準備の為の行為の能動的な性質との乖離が不思議で成らない。

『広辞苑』の「そう-さ【捜査】^{サウ}」は、「①さがしとりしらべること。②捜査機関が、公訴の提起・維持のため、犯人および犯罪事実に関する証拠を発見・収集すること」の両義で、②の用例「事件を一する」は動詞としての機能の強さを窺わせる。俱に②の意の子見出し「-きかん【捜査機関】」「-ほんぶ【捜査本部】」が付くこの語は、『現代漢語詞典』では「(動) 搜索 検査 (犯罪嫌疑人や違禁品): ~ 毒品」(《動》 [容疑者或いは禁制品に対して] 搜索・検査する。「麻薬を捜査する」)の1義である。『日本国語大辞典』の「(名)[1]さがししらべること。[2] 犯人や犯罪に関する証拠などを発見・収集するために、司法警察職員・検察官・検察事務官などが活動すること。また、その活動。任意捜査が原則であり、強制捜査については特に法律に定める場合にだけ認められる」は、其々「改訂増補哲学字彙(1884)“Research 考究、捜査”」と、「仏和法律字彙(1886)〈藤林忠良・可太邦憲〉」等3点の使用例が有る。『漢語大詞典』の「① 査考。② 搜索 検査」(① 調査・研究・探索する。② 捜査・検査する)には、其々「明劉若愚《酌中志・内板経書紀略》」等2点、「清黄鈞室《金壺浪墨・広勇》」等2点の出所が有るので、『日本国語大辞典』の不十分な捜査に由る和製漢語扱いは間違っている。

『新明解国語辞典』初版の「*そう^{サウ}さ①【捜査】_{-する}」の語釈は現行版でも1字も変えず、「[どこに△有るか(居るか) 捜し調べる意] 犯人を捜し、犯罪の真相を調べること」である(△は第5版で初版の・を変えた)が、用例「特別一・一陣③・一線上に浮かぶ」は第3版の改訂を経て、「一の手が及ぶ/一を進める/一線上に浮かぶ/公開一・一陣[3]・一本部[4]」と為っている。子見出し「-きかん[4]_{アッ}【捜査機関】法律で犯罪捜査権を有する機関」の追加(第6版)で『広辞苑』に近付いているが、『広辞苑』と違って用例には自ら明記した「_{-する}」の動詞形が一貫し

て無い。又、『現代漢語詞典』の動詞のみの品詞規定・用例に対して『日本国語大辞典』の両義の使用例中、動詞の使い方は②の最後の「*刑事訴訟法(1948)一八九条・二“司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、証人及び証拠を捜査するものとする”」しか無い。

「逮捕」と「捕縛」：漢・和一体の二語に見る日本の国情

「捜査」と同じ【手当】⑩の語釈に有る3つの類義語中の2字漢単語「捕縛・逮捕」は、前者は和製漢語で後者は中国語由来+和製語義の二重性格を持つ。両国共通の後者は『日本国語大辞典』の「たい-ほ【逮捕】」では、「(名)①人の体に直接、力を加えてその行動の自由をうばうこと。めしとること。②特に、刑事事件について、捜査機関が裁判官の発する逮捕状により被疑者の身体の自由を拘束し、引致、抑留する行為。通常逮捕、現行犯逮捕、緊急逮捕の三通りがある。現行犯の場合は、逮捕状が必要でなく、また私人でも逮捕できる」と解説されている。①には漢籍典拠「*史記-陳余伝“於_レ是上皆並逮_二捕趙王貫高等十余人_一”」が付いており、3点の使用例は何れも動詞として用いられたものか語義が動詞で解釈されたものである。初出「*日本外史(1827)一・源氏前記“成経康頼以下、皆被_二逮捕_一”」の最後の3字は、正に現代中国語にも有る「被逮捕」(逮捕される。「被」は受身を表す助動詞)と一致する。②の使用例(2点)の後者「*日本国憲法(1946)三三条“何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては”」も、同じ動詞の受動形の用法である。

初出「*大日本帝国憲法(明治二二年)(1889)二三条“日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問処罰を受くることなし”」では、「逮捕」は名詞として使われているが、「法律に依る」は中国語の「依法逮捕」(法律に依って逮捕する)の連体修飾語と通じる。『現代漢語詞典』の「【逮捕】dàibǔ」の定義は、「司法機関依法対犯罪嫌疑人、被告人在一定時間內剥奪其人身自由，並予以羈押的刑事強制措置」(司法機関が法律に依って犯罪容疑者・被告人に対して一定時間内にその人身の自由を剥奪し、且つ抑留する刑事的な強制措置)と言うが、長文を結ぶ中心語は名詞であるにも関わらず品詞規定は「動」なのである。『広辞苑』の「①人の身体に直接に力を加えて、その行動の自由を奪うこと。めしとること」は、『日本国語大辞典』の①と意味が一致しながら個別の用語・表記で差別化を見せているが、「②刑法上は、人の行動の自由を拘束すること。刑事訴訟法上は、捜査機関が裁判官の発する令状(逮捕状)により被疑者を引致し、短期間抑留するための強制手段。現行犯人は、逮捕状なしに誰にでも逮捕できる」は、通常逮捕・現行犯逮捕・緊急逮捕の3通りの場合を示した『日本国語大辞典』に対して、刑法上・刑事訴訟法上の定義を別々に提示した等の点で肌理細かい工夫が為されている。詳細な語釈と子見出し「-ざい【逮捕罪】」「-じょう【逮捕状】」から重要度が窺えるが、同じく用例を付けていない『現代漢語詞典』の【逮捕】はこの語を含む関連項目が無い。

『新明解国語辞典』初版の「*たいほ【逮捕】_{→する}」は用例付きで、「[“逮”は、追いつく・つかまえるの意] 警察が、犯人・容疑者をつかまえること。“一状①”]と為っている。実際には警察が捜査・逮捕を行う一般刑事事件と違って検察庁も独自の捜査権限を有し、東京地方検察庁特別捜査部だけでも発足の翌年（1948）から多くの大型疑獄を摘発し、首相経験者を含む政治家や財界人等「巨悪」の容疑が掛った大物の逮捕を敢行して来た。76年7月27日に田中角栄元首相が「ロッキード疑獄」で東京地検特捜部に逮捕されたが、世界規模の汚職と「総理の犯罪」（受託収賄と外国為替・外国貿易管理法違反）の衝撃からか、第4版の改訂で周知の実態を反映すべく「警察」の後ろに「・検察」が併記されるに至った。用例も第3版で従来の1点の前に「一に・乗り出す（踏み切る）」が追加されたが、【捜査】の増訂後の用例と同様に動作の要素が強いながら1つも動詞の形態を取っていない。

「捕縄」と「戒具」：両言語での馴染度の違い

『日本国語大辞典』の【手当】¹⁰の語釈中「逮捕」の前に有る「捕縛」は、【逮捕】¹の3点目「*新聞雑誌-二号・明治四年（1871）五月“府より弘当時召使の家来を捕縛糾問して其首悪を捜索し既に逮捕（タイホ）したるよし”」にも出ている。「ほく-ば【捕縛】」は「(名)¹とらえてしぼること。²柔術の一つ。敵や罪人などを捕える術。取手。小具足。腰回り」の両義で、後者の使用例「本朝武芸小伝（1716）九・小具足捕縛」は前者の2点中より早かったが、¹の初出「*新聞雑誌-四号・明治四年六月（1871）“奸謀顕露し捕縛させられり”」も、次の「*花柳春話（1878—79）〈織田純一郎訳〉三二“唯だ一国法のあるあつて能く汝を捕縛（ホバク）せん”」も動詞の用法である。『広辞苑』の「①とらえてしぼること。“泥棒を一する”²小具足_ニ③に同じ」は、①の動詞の機能の強さ及び同辞書にも有る「捕縄」と関るこの語の使用頻度を示している。『日本国語大辞典』の「ほ-じょう【捕縄】」の説明は、「(名) 犯人の逮捕、囚人・刑事被告人・被疑者の連行などに用いる縄（なわ）」である。使用例（2点）の初出「*監獄法施行規則（明治四一年）（1908）四八条“戒具は左の五種とす。一、窄衣 二、鈇 三、手錠 四、聯鎖 五、捕縄”」は、^{いま}今だに手錠・捕縄を併用する日本の現状と合せて「捕縛」の使用頻度の裏付けに成る。

「かい-ぐ【戒具】」の項目は語釈「(名) 受刑者や、拘留された被告人の逃走、暴行などを防ぐために使用する鎮静衣、防声具、手錠などの器具」と、「監獄法（明治四一年）（1908）一九条」の使用例とから成る。この語は『漢語大詞典』では「古代祭祀、朝覲、会同、応接賓客等事必備の陳設器具」（古代の祭祀・朝覲・会同・賓客応接等の事に備える飾り物）の意で、「《周礼・天官・小宰》」等2点の典拠が有る。中国で古の礼法いにしえと共に廃れたこの語義とは無関係の準和製漢語が日本から逆輸出された結果、『現代漢語詞典』には「【戒具】(jièjù)」(=「^名」

制限人行動自由の手錠、脚鐐等」[(名)人の行動の自由を制限する手錠・足枷等]が載っている。収賄・横領・職権濫用の罪に問われた薄熙来(元中央政治局委員・重慶市党委員会書記)は、2013年9月22日に山東省済南市中級人民法院(地方裁判所)の1審判決で、無期懲役を言い渡された直後に法院司法警察(法廷警備員)に由って手錠を掛けられ退廷と成ったが、「被戴上戒具帶出法庭」(戒具を付けられ法廷外に連れ出された)という公式報道の表現で、前年刊行の第6版で初登載したこの馴染の薄い単語は世間の注目の中で脚光を浴びた。

日本の新聞・テレビ等ではその生々しい写真・映像の手錠の部分に暈し^{ぼか}が施されたが、手錠・捕縄の露出を忌む国内の人権感覚で海外の現実を修飾するとは報道の基本に反する。中国の媒体の報道で「手錠」と共に「戒具」が使われたのは高い格調への追求も有ろうが、抑々この「政治秀」(政治的な見世物)では戒具は文字通り他者への戒めを為す道具である。『日本国語大辞典』の【捜査】【逮捕】の②の語釈は何れも国内の現行法に基づいているが、専ら日本の常識的な発想で他国の常識的な実態に対応する場合は自ずと懸隔や限界が有る。薄熙来裁判の報道で「戒具」が「手錠」に訳されたのも昨今の日本語の常識に合致するが、この法律関係の用語の使用頻度が近年「中高・日低」へ向う傾向を呈しつつある変化は、中国の「法治建設(整備)」の進歩の証とも取れるし「警察国家」の強硬さの名残も感じる。『新明解国語辞典』に無いこの語は『広辞苑』では、「拘禁者の逃亡・暴行・自殺などを防ぐために身体を拘束する器具。鎮静衣・防声具・手錠・捕縄の四種」と説明されている。使途・種類^{とも}俱に『日本国語大辞典』よりも詳細な定義は『現代漢語詞典』のと比べれば、両言語共通の「戒具」の概念規定から両国の法事情乃至社会体制等の違いが見えて来る。細かい分類の中の「鎮静衣・防声具」は同辞書に項目が無いので意味不明の嫌いが有るが、『日本国語大辞典』でもこの2語だけでなく「防声」も見当らず秘密めいた印象が深まる。

「鎮静」と「沈静」：中国語の形+動と日本語の形(容)動(詞)

『広辞苑』の「ちん-せい【鎮静】」の解釈・例示は、「騒ぎ・気持などがしずまってしずかなこと。また、しずめおちつかせること。“興奮を一する”」である。『日本国語大辞典』の「(名)騒ぎや興奮した気持などを、しずめ落ち着かせること。また、しずまり落ち着くこと」も大同小異であるが、「百丈清規抄(1462)一」等5点の使用例の中で他動詞或いは自動詞としての使い方は、其々2、3点目「*七新薬(1862)四“其解熱強壯の効を以て神経機を鎮静し、血行を調理し” *新聞雑誌一一〇号付録・明治四年(1871)八月“前年一揆を鎮静(チンセイ)するに当り”」と、最後の「*“余程鎮静(チンセイ)はしてゐるが、それでも何うかすると昔の熱情が迸(ほとばし)った”」に見られる。漢籍典籍「*晉書-高嵩伝“吾固弱、徳信不著、不能鎮静群庶、保固維城”」では他動詞と為るが、『現代漢語詞典』の「【鎮静】

zhènjìng」は『広辞苑』の解釈と対応する様な品詞で、「①〔形〕情緒穩定或平靜。②〔動〕使鎮靜」(①(形) 気持が穏やか或いは平靜である様。②(動) 気持を穏やか或いは平靜にさせる)の両義と為っており、用例に其々「故作～|他遇事不慌不忙,非常～」(「無理矢理平静を装う」)「彼は事に当って慌てず焦らず,非常に冷静である」と、「～人心|竭力～自己」(「人心を安定させる」)「極力自分を落ち着かせる」)が有る。

『新明解国語辞典』初版の「ちんせい①【鎮靜】_{→する}」の項目は、「気持が静まり落ち着くこと。また,そうさせること。“一劑①”」である。第4版から直前に在った【沈靜】(初版の説明は「落ち着いて静かなこと。↔興奮)と合併し,現行版の「ちんせい①【鎮靜】_{→する} 苦痛・興奮・騒動などなどが静まる(ようにする)こと。“暴動は一化の方向/一劑③”【沈靜】_{→する} 一時の物騒がしさや激しい勢いが収まり,もとの静けさに戻る△こと(様子)」に至っている。『広辞苑』では別項扱いの「ちんせい【沈靜】」は自動詞の用例を付けて、「おちついてしずかなこと。氣勢がしずまること。“インフレが一する”」と為っている。『日本国語大辞典』の語釈は「(名)(形動) 落ち着いて静かなこと。動かず静かになること。また,そのさま」と言うが,日本語独特の「形容動詞」は『現代漢語詞典』の【鎮靜】の①〔形〕・②〔動〕には合致するものの,「動」の要素が皆無な「沈靜」まで形容動詞とされるのは中国語の感覚では奇異に思われる。『日本国語大辞典』の漢籍典拠「*漢書-雋光伝“光為_レ人沈靜詳審”」は形容詞の用法であり,『現代漢語詞典』の「【沈靜】 chénjìng」の両義も俱に形容詞である。その「〔形〕①寂靜。②(性格,心情,神色) 安靜;平靜」(〔形〕①静寂。②[性格・気持・表情] 安靜, 平靜)には, 其々用例「夜深了, 四周～下来」(夜が更けて, 周りは静まり返って来た), 「他性情～, 不愛多說話」(彼は物静かな性格で, 余り喋らない)が付いているが, 両方とも日本語と違って通貨膨脹が落ち着く様に成ることを形容する使い方が無い。

『広辞苑』の【沈靜】と『新明解国語辞典』の【鎮靜】の用例中の「インフレ」「暴動」は, 経済・社会の秩序を乱す事象として『現代漢語詞典』の用例に無い物騒な感じが強い。『広辞苑』の「ぶっ-そう【物騒】_{→する}」の説明・例示は, 「(古くからある“物忿”の影響で, “物_の騒_がし」を音読してできた語か) 世間がものさわがしく, 何が起こるか分からないさま。危険な感じがするさま。“一な世の中”“一な物を持ち出すな”」である。直前に在る同音語【物忿】の項目は出典付きの両義で, 「①がさついていること。あわただしくおちつかないこと。保元“この程, 京中一の由承る間”。<日葡>②乱暴を働きそうなこと。危険なさま。伽, 猿源氏草子“洛中は日暮れぬれば, 小路一に候間”」と為っている。『日本国語大辞典』では2語合併の「ぶっ-そう【物忿・物騒】(名)(形動)」の多義は, 使用例の年代に拠る成立順では「③危険なこと。また, あぶないさま」が最も古く(初出は「朝野群載-二二・天曆四年[950]二月二〇日・下総守藤原有行兼押領使并給隨兵申文」。5点中の3点目「御伽草子・猿源氏草紙[室町末]」は篇名中の「紙」が上記と異なる), 次が「①ざわついた落ち着かないこと。また, そのさま」(5点

中の初出は「玉葉－承安三年 [1173] 八月一五日」。次の「保元 (1220 頃か) 上・官軍方々手分けの事」は上記, 末に「**②**やり方があわただしく, あわてたさまであること。また, そそっかしいさま」(4 点中の初出は「米沢本沙石集 [1283] 八・一」。最後に上記の「日葡辞書 [1603—04]」) が現れた。「物騒」の表記は**①**の 5 点目「布令字弁 (1868—72) 〈知足蹄原子〉初」で初めて使われたが、彼の官許辞書の完成の 100 周年に刊行された『新明解国語辞典』初版では「物忿」は無く、「*ぶっそう**③**【物騒】ニいつ何が起こるか分からない, 危険な様子。“一な世の中・一な物 [たとえば, ピストル] を持っている”一さ**③**」のみが有る。第 3 版で重要語から外された後も第 4 版で用例の最後に「一な存在」と追加されたが, この語と「インフレ」「暴動」との接点で中国現代史の幾つかの断片が浮かび上がって来る。

「膨脹」と「膨張」：日本の国語辞典の「一書両記」

『広辞苑』では【沈静】の用例中の「インフレ」は, 当該項目で「インフレーションの略。⇔デフレ」と説明されており, 本見出し「インフレーション【inflation】」の語釈は, 「(通貨膨張の意) 通貨の量が財貨の流通量に比して膨張し, 物価水準が持続的に騰貴すること。その原因により需要インフレ・コストインフレなどに分類される。⇔デフレーション」である。『新明解国語辞典』初版の【*インフレーション**④** [inflation = 膨脹]】の項目は, 「通貨の発行高が急にふえたため, 通貨の価値が下がり, 物価がどんどん上がる現象。通貨の膨脹。インフレ**④**。⇔デフレーション」と為っている。第 3 版から消えた後に第 5 版では【インフレーション**④** [inflation = 膨張]】の形で復活し, 重要語からの除外 (第 2 版から) と共に inflation の語釈中の「膨脹」は『広辞苑』と同じ「膨張」に変わり, 語釈も「通貨の価値が下がり, 物価がどんどん上がる現象。インフレ。⇔デフレーション」に成った。第 3 版で新設した【*インフレ**④**】は「[←inflation = 膨脹ポウゾウ] 通貨の価値が下がり, 物価がどんどん上がる現象。“一・を刺激する (抑え込む) : 一が再燃する・一の波を食い止める” ⇔デフレ」で, 第 4 版では冒頭の説明は「[←インフレーション (inflation) = 膨脹]」に変わり, 最初の用例は「一を抑え込む」のみと成った。第 5 版以降の冒頭の説明は更に簡素化した「インフレーションの略」であるが, 重要語の規定及び 3 つの用例の維持はこの庶民の生活の大敵に対する用心を窺わせている。

『日本国語大辞典』の【インフレ】の説明は「(名) “インフレーション” の略。⇔デフレ」で, 「モダン流行語辞典 (1933) 〈喜多壯一郎・麴町幸二〉」等 3 点の使用例が付いている。より早く成立した【インフレーション】は, 「(名) (英 inflation) かなりの長期間にわたり, 物価が継続的に上昇すること。不換紙幣が商品流通に必要な貨幣の量以上に乱発され, その結果, 貨幣価値の暴落と物価の騰貴が起こって, 一般大衆の実質所得の減少などの弊害が現われる。第一次世界大戦後, ドイツでのマルク紙幣乱発によるものが有名。インフレ。⇔デフレーション」

と詳解され、使用例(2点)の初出「真理の春(1930)〈細田民樹〉森井コンツェルン・二九」では、両項目の用例中の唯一の漢字表記として「この膨張政策(インフレーション)〔下略〕」が有る。他方、「つか-ほうちょう^{フツクワ}【通貨膨脹】」見出し語では「脹」と書いてある(語釈=「(名)貨幣の発行高が激増したために貨幣価値が下がり、物価が暴騰〔ほうとう〕する現象」)。『広辞苑』の「つか-か【通貨】^{ツカ}」の6つの子見出しには「一膨張(膨脹)」は無いが、『新明解国語辞典』初版では「つか か①^{ツカ}【通貨】」の子見出しには「【一膨脹①—①^{フヤウ}】インフレーション」が有り、第6版以降の「一ほうちょう^{フツクワ} ④、①—①^{フヤウ}【一膨脹】インフレーション」は微修正を重ねたものである(第3版から「膨脹」と①の間に「^{フヤウ}」を入れる様に成り、第4版から声調に④が追加された)。「インフレーション」の説明中の「膨脹」→「膨張」の変更とは矛盾する様に見えるが、『広辞苑』で立項された「一国二制度」(中国語=「一国両制」)に因んで、「一書両記」(1冊の辞書の中で並存する同義の2種類の表記)も許容できるとしよう。

中国語の「張」「脹」は同音(zhang)ながら異声調(其々第3声、第4声)・異義なので、『現代漢語詞典』の見出し語「【通貨膨脹】tōnghuò péngzhàng」の様に混用は出来ない。英語の由来を示さないこの項目の語釈は、「国家紙幣の発行量超過流通中所需的貨幣量、引起紙幣貶値、物価持続、普遍上漲的現象。簡稱通脹」(国家の紙幣の発行量が流通中に必要な貨幣の量を超過し、紙幣価値の下落を引き起し、物価が持続的・普遍的に上昇いる現象。略称「通脹」)であるが、通貨中の硬貨の除外を意味する紙幣の発行主体を国家に限定した処は矛盾を含んでいる。第1、『現代漢語詞典』の「【一国両制】yī góu liǎng zhì」の語釈中の「一個国家、兩種制度」(1つの国家、2つの制度)と関連するが、国家統一を目指す1970年代末以降のこの国策で資本主義制度が容認される3地域の通貨も有る。又、ユーロ(中国語=「欧元」)を発行する欧州連合(EU)も特定の国家ではなく、「【欧洲連盟】Ōuzhōu Liánméng」(EU。略称「欧盟」)の語釈で言う「区域一体化組織」である。

「兩岸」と「江河」：中国独特の語義と規模^{スケール}

「【港幣】gǎngbì」(香港ドル)、「【澳門幣】àoménbì」(澳門^{マカオ}パタカ)、「【台幣】táibì」(台湾ドル)の項目は其々、「^名香港地区通行的貨幣。以圓為單位」「^名澳門地区通行的貨幣。以圓為單位」「^名我国台湾地区通行的貨幣。以圓為單位」と説明されているが、「~地区で流通する貨幣。圓を単位とする」意の共通部分の前の地域名の中で、「台湾」だけが前に「我国」(我が国の)が冠されている特別扱いは意味深長である。「【一国両制】」の説明は、1つの中国という前提の下で、大陸では社会主義制度を実行し、香港・澳門では特別行政区を設立し資本主義制度を実行すると述べた上で、「這項政策也適用於台湾」(この政策は台湾にも適用する)と結んでいる。97年、99年に英国、葡萄牙から返還された両地域の帰属は自明の故に「我国」は不

要で、海峡を隔てた双方の統一の見通しが全く成り立たない中で台湾には必要と為るのである。【「兩岸」 liǎng'àn」の「②特指台湾海峡兩岸，即我国的大陸和台湾地区」(②特に台湾海峡の兩岸，即ち我が国の大陸と台湾地区を指す)でも、大陸と俱ともに「我国的」の修飾語が有り後ろに中国の一部を示す「地区」が付けられている。

同じ名詞の「①江河、海峡等兩边的地方」(①大河・海峡等の両側の処)は地域をも指し、『広辞苑』の「りょうーがん【兩岸】りょうがん」の「川などの両方のきし。りょうぎし」とは違う。『日本国語大辞典』の語釈も「きし」を「岸」と書く以外は同じで、「経国集(827)一四-漁歌五首〈嵯峨天皇〉」等3点の使用例と、漢籍典拠「*李白-早發白帝城詩“兩岸猿声啼不住，輕舟已過万重山”」が付いている。『新明解国語辞典』には「兩岸」も『現代漢語詞典』の同項目の語釈中の「江河」も無いが、『広辞苑』では「こうーが【江河】かうが」は「①大きな川。②長江と黄河」と説明され、『日本国語大辞典』の「**一**《名》(古く“ごうが”“ごうか”とも)①大きな川。また、単に川をいう。②海の入り江や湾。③中国の揚子江と黄河」の多義は、「万葉(8C後)一七・晚春三日遊覽詩序文」等4点の使用例、「日葡辞書(1603—04)」の使用例(2点)、漢籍「莊子-則陽」の典拠が有る。『漢語大詞典』では「①長江和黄河」(①長江と黄河)に「《墨子・親士》」等2点の典拠が付き、「②指大河流」(②大きな河流を指す)も「《六韜・守土》」等3点の出処が示されている。周の太公望の撰と伝えられ戦国時代に成立したとされる兵法書『六韜』りくとうの日本伝来に就いて、醍醐天皇・朱雀天皇・村上天皇の侍読を務めた漢学者大江維時おおえのこれときが934年に唐から持ち帰り、以後大江家の兵法と成り源家の古伝兵法げんけに受け継がれたと言われる。上記『万葉集』中の「于し時とき也携も手曠くわう望ぼう江河之畔はん」(大伴池主)は漢籍の影響を受けず、『日本国語大辞典』の和文使用例のみの扱いの通り独立して生れた和製語義かも知れないが、大河を指す用例「涓涓不塞，將為江河」が有る『六韜』を仕入れた大江の姓も同義である。日本語に入っていない語義として、「③猶江山，山河。④猶江湖。泛指四方各地」(③江山・山河に同じ。④江湖に同じ。広く四方の各地を指す)が有り、其々「《晋書・王導伝》」等2点、「《敦煌曲子詞・菩薩蛮》」等2点の典拠が付いている。両項目の語釈で挙げられた3つの同義語は中・日共有でありながら意味に其々異同が有り、辞書の説明を比べると④で各地を指す意の「江湖」の両言語間の違いが特に顕著である。

「江湖」の差異：中国語の泥臭さと日本語の禅味

『現代漢語詞典』の「【江湖】 jiānghú」は「**名**①旧時泛指四方各地。②旧時指各处流浪靠卖芸、卖藥等生活的人，也指這種人所從事的行業」(《名》①古くは、広く四方の各地を指した。②古くは、各地で転々とし、芸や藥等を売って生計を立てる人を指し。又、この様な人のが従事する業種を指した)の両義である。①の用例「闖～|流落～」(「異郷を流れ歩く」「異教を流浪

する)は一定の使用頻度を示すが、何れも今日的・積極的な意味を持たない点が日本語と大きく違う。『日本国語大辞典』の「こう-こ^{カウ}【江湖】」の多義は、「(名)(古くは“ごうこ”とも)①川と湖。また、広く水をたたえたところ。特に、揚子江と洞庭湖。②世の中。世間。天下。③都を遠くはなれたところ。また、隠士の住む所などにいう。④⇒ごうこ(江湖)」である。①～③には其々「菅家文草(900頃)一・秋日山行二十韻」等5点、「日葡辞書(1603-04)」等4点、「和漢朗詠(1018)下・老人」等3点の使用例、及び漢籍「莊子-逍遙遊」「陶潜-与殷晋安别詩」「南史-隱逸伝・上」の典拠が有る。

使用例・漢籍典拠とも無い④で同義とされた「ごう-こ^{カウ}【江湖】」は、「(名)①大寺名利以外の江上・湖辺の禪寺。またそこに掛錫する僧。②禪宗の世界。禪界。③“ごうこそう(江湖僧)”の略。④“ごうこえ(江湖会)”の略。⑤⇒ごうこ(江湖)」の意である。成立順と一致しない①～④の使用例(各1点、1点、3点、2点)の初出は其々、「禪林象器箋(1741)称呼門」「狂雲集(15C後)題養叟大用庵二首」「文明本節用集(室町中)」「仮名草子・片仮名本因果物語(1661)下・一五」と為っている。語誌の説明は「中国で唐代に、馬祖道一が江西に、石頭希遷が湖南の地に住し、多くの僧徒がそのもとに集まったところから、禪宗の世界を江湖、禪僧を江湖僧、夏安居(げあんご)を江湖会(ごうこえ)と称する用法が生じた。“江”は漢音で“カウ”と読むのを通例とするが、ここの①②③④の意味では“江家”“江州”などと同じく呉音読みで“ガウ”と濁る」と言うが、唐代の江西・湖南禪界の交流は中国では知られておらずその所縁の諸語義は和製である。

『漢語大詞典』の【江湖】の「①江河湖海」(①大河・湖・海)と「②泛指四方各地」に、其々「《莊子・大宗師》」「《漢書・王莽伝下》」を初めとする各4点の典拠が付いている。「宋羅大経《鶴林玉露》卷九」を出典とする「③指民間」(③民間を指す)の次に、「④旧時指隱士的居処」(④古くは隠士の住む処を指した)に、「晋陶潜《与殷晋安别》詩」等4点の出処が有る。『日本国語大辞典』の②で引かれた「陶潜-与殷晋安别詩“良才不_レ隱_レ世、江湖多_レ賤貧_レ”」は、この初出の「良才不_レ隱世、江湖多_レ賤貧」と同じ詩作でありながら題名に1字の違いが有り、初版で正しく刷った姓の「殷」を再版で「毀」としたのは同辞書の極稀な単純過誤である。④の2点目「《南史・隱逸伝序》：“或遁迹江湖之上、或藏名巖石之下”」は、上記③の同じ「或遁_レ迹江湖之上_レ、或藏_レ名巖石之下_レ」と同義の典拠に挙げられているが、陶潜の詩句を其々隠士の居る処と世の中の例示とした両辞書の見解の不一致も目を引く。次の⑤「引申為退隱」(引いて隱遁に言う)に「唐賈島《過唐校書書齋》詩」等4点の典拠が有るが、この動詞的な用法は現代中国語では隱遁生活_レが成立し難い世相を反映する様に消えている。同じく日本語に入っていない⑥は「旧時指四方流浪、靠売芸、売薬、占卜等謀生者。亦指這種人所從事の行業」(古くは、あちこち流れ歩き、大道芸や薬の販売、占い等で生計を立てる者を指し、亦この様の人_レが従事する業種をも指した)の意で、3点の出処の初めと為る「《二十年目睹之怪現狀》第三一

回」は巡り巡って、本論考の導入部で引いた『漢語大辞典』の2番目の例と同じ文献（前出は第93回）である。

『広辞苑』の「こう-こ【江湖】^{カウ}」は「(ゴウコとも) ①川と湖。②世間。世の中」の両義で、日本語で②より早く成立した「都を遠く離れた処」「隠士の住む所」の意は消えているが、②の用例「一の喝采^{カウ}を博す」は『現代漢語詞典』の用例と比べて暗い^{イメージ}形象が無い。参照が指示された「ごう-こ【江湖】^{カウ}」は、「(コウコとも) ①川とみずうみ。特に、長江と洞庭湖。②〔仏〕(中国で、馬祖は江西に住し、石頭は湖南に住し、参禅の徒が二師のもとに集まり往来した故事に基づく) ⑦参禅の徒の集まる所。⑧(江湖僧の略) 禅宗、特に曹洞宗で、修学・参禅の僧侶。⑨江湖会の略。③世間。世の中」の多義で、『日本国語大辞典』の「こう-こ【江湖】」の長江・洞庭湖を指す意は此处に出ている。『新明解国語辞典』では初版から「こう^{カウ}こ①^{カウ}【江湖】」の1項目だけで、当初の語釈「〔揚子江^{カウ}と洞庭湖^{カウ}の意〕“世間(の人びと)”の意の漢語的表現。〔古くは“ごうこ”〕」は、第4版の修訂を経て今は「揚子江^{カウ}」は読み仮名が付かない「長江」と成り、用例「幸^{カウ}、一の迎える所となり」が付けられている。中国最長の大河と2番目に大きい淡水湖が江・湖の代表格として世間の代名詞に転じられたのは、古代中国の物事や言葉に対する日本人・日本語の好意的・積極的な受容の1例と言える。

「雲泥」成語群：派生の分岐に由る「同根異枝」

『広辞苑』の「こう-こ【江湖】」の唯一の子見出し「-ししゃ【詩社】」は、「漢詩結社の一つ。天明(二七九)年間、市河寛齋が江戸で開いた。〔中略〕江湖社」の意である。「ごう-こ【江湖】」の1点だけの子見出し「-え【会】^エ」も和製の固有名詞で、「禅宗、特に曹洞宗で、四方の僧侶を集めて夏安居^{カウ}の制度を行うこと。また、その道場」である。『日本国語大辞典』の【江湖】の両項目中の子見出しは【ごうこの別(わか)れ】で、「夏安居(げあんご)に集まった僧侶が、秋に別れて行くこと」を意味この慣用語は、「俳諧・俳諧二見貝(1780)秋」等2点の古い使用例が付いている。『現代漢語詞典』の【江湖】の直下の関連項目「【江湖騙子】jiānghú piàn·zi」は、「原指闖蕩江湖靠壳假藥等騙術謀生的人、後泛指一味招搖撞騙的人」(元は世間を歩き渡って^{にせぐすり}偽薬を売る等の騙す手段で生計を立てる人を指したが、後に専らあの手この手で詐欺する人を指す)と為っている。和製語義及び派生した日本語の「江湖～」熟語群の修学・参禅や漢詩創作の中身と比べて、中国語の「江湖」の特定の職種・人を指す意や関連の代表的な熟語は余りにも卑俗過ぎる。その違いは正に日・中共通の成語「雲泥の差/雲泥之別」の通り甚だしく懸け離れたもので、天に在る雲と地に在る泥との清・濁や境地の高・低の落差も両者の間に見て取れる。

中国語の「雲泥」は本国と日本で其々4字熟語の「雲泥異路」と「雲泥万里」を派生し、『二十

年目睹之怪現状』では「雲＝他者への尊称」「泥＝自分の謙称」の用法も派生された。両言語共通の「派生」は『現代漢語詞典』の項目（拼音＝^{ピンイン}pàishēng）では、「**動** 従一個主要事物的發展中分化出来：～詞」（《動》ある主要な事物の發展から分化して来る。「派生語」と説明・例示されている。『日本国語大辞典』の「は－せい【派生】」の語釈は、「《名》ある源から別の物事が分かれ出ること。分派して發生すること。また、そのもの」である。「*哲学字彙（1881）“Derivation 派生，旁出，来由”」等3点の使用例が示されているが、『漢語大詞典』の「**①**本指江河的源頭產生支流」（**①**元は河川の源頭から支流が生み出されることを指す）では、和製漢語ではないことの証拠として「南朝梁劉勰《文心雕龍・隱秀》：“源奧而派生，根盛而穎峻。”」と有る。「**②**引申為従一個主要的事物的發展中分化出来」（**②**転じて，ある主要な事物の發展から分化して来ることを言う）は、『人民日報』1981.3.3」が2点の使用例の初出なので和製語義であると断定できる。

『新明解国語辞典』の「はせい**①**【派生】_{—する}」の説明・挙例は、「**⊖**本体から幾つかのものが分かれ出ること。“一語**①**〔＝ある単語に接頭語や接尾語などがついて出来た語〕”**⊖**何らかのちょっとしたきっかけで、当面の・（中心となる）問題からはやや離れたものが生じること。“一的な問題”」である。『広辞苑』の「**①**根源からわかれ生ずること。分派して發生すること。“新たな問題が一する”」はその両義を兼ね、「**②**〔[言]（derivation）語または語基から，接辞付加などの方法により，新たに語を形成する方法。語幹の母韻交替によるものを内的派生という。例，“寒い”→“寒さ”“寒がる”」は**⊖**に対応する。『新明解国語辞典』の用例「一語**①**」の後ろの定義は第5版で加筆されたものであるが、『広辞苑』の【派生】の4つの子見出しの1番目「－ご【派生語】」の解釈は、「（derivative）派生²によって作られた語。多くの場合，語基と品詞が異なる」と言う。⇒で参照を指示した「ふくごう－ご【複合語】」の項目は、「（compound word）二つ以上の単語が結びつき，別の新しい一語を形成したもの。“通勤電車”“落ち着く”“青臭い”など。合成語」と解説され、「ごうせい－ご【合成語】」は「複合語に同じ。また，複合語と派生語とを合わせた総称」である。

『日本国語大辞典』の【派生語】は，語釈「《名》ある語形を基として，語形に変化が加わったり，接辞がついたりすることによって，別の一語となったもの。“見る”からの“見える・めす・みそなわす”，“とる”からの“とらえる・とられる”，“姫”からの“姫御前・お姫さま”など。また，品詞が転成する場合もこれに含めることがある“決する”からの“決して”，名詞“二度（ふたたび）”からの副詞“再び”など。分出語，由生語ともいう」のみである。【複合語】は「《名》（英 compound word の訳語）本来それぞれ独立の言語要素が，二つ以上結合して，新たに単純な一語としての意味・機能をもつようになったもの。“やまがわ（山川）”“ゆうやけ（夕焼）”“遠浅（とおあさ）”“はやおきどり（早起鳥）”“おちつきはらう（落着払）”など。なお，“ときどき（時々）”“やまやま（山々）”などのいわゆる疊語もこの一種であるが，

複合要素の一方が接辞であるもの(派生語)、また、助辞であるものは、普通にはこれに含めない。〔中略〕合成語。熟語。複語〕で、「文語口語対照語法(1912)〈吉岡郷甫〉一四・二」等2点の使用例が有る。最後に関連語として挙げられた【合成語】は、「《名》本来単独の用法を持つ言語要素二つ以上が結合して、文法上一つの単語として用いられるもの。“なべ(菜釜)”“さかな(酒菜)”“たそがれ(誰そ彼)”のように、合成の語源が忘れられているものも多い。複合語〕に、「日本口語法講義(1922)〈山田孝雄〉二三」の使用例が付いている。日本の国語辞書は中国と比べて各々の理念に由って文法関連等の説明に相違が多々有るが、この3語の他辞書での説明から関連語が引き合いに出せ中国の概念とも比較できるので、当面の/中心と為る問題からはやや離れた派生的な探究の一寸した契機や手掛りに成る。

「合成」と「混交」：^{よろず}万の言葉の渾淆・混沌な在り方

『新明解国語辞典』初版の「*ごうせい①^{ガフ}【合成】_{一する}」の子見出し【一語①】は、「⊖⇨混合語①。⊖複合語」の両義が示されている。「こんごう①^{ガフ}【混合】_{一する}」の子見出し【一語①】は、「“やぶく”“まのがれる”がそれぞれ“破る”と“裂く”の、“まぬがれる”と“のがれる”の混同から生じたように、二つの単語が混合して新しい一つの言葉になったもの」と定義され、「ふくごう①^{ガフ}【複合】_{一する}」の子見出し【一語①】の解釈は、「単語のうちで、さらに造語成分・接辞などに分析ことが出来るもの。⇨単純語」と為っている。現行版の【合成】(第3版から非重要語)内の【一語】は「⊖⇨混交[⊖]⊖⇨複合語」に成っており、「こんごう^{ガフ}【混交】_{一する}」の⊖は「意味の類似から二語の間に混同が起り、口語で一つの単語の資格を得ること。混合。例、“やぶる”+“裂く”=“やぶく”。“一語①”である。【混交】の⊖は「異質なものが入り交じること。また、異質なこのを入れ交ぜること。“公私を一する”“玉石一〔=いいものと悪いものが交じること〕”」で、項目の最後に「**表記** 本来の用字は“混淆”。“淆”もまじる意」の説明も有るが、中国語では「混交」と「混淆」は読み(hùjiāoとhùnxiao)も意味も違うので混同できない。

『広辞苑』の当該項目の見出しは3語併記の「こんごう【混交・混淆・渾淆】^{ガフ}」で、「①いりまじること。“玉石一”には『新明解国語辞典』の語釈中の他動詞の意味が無い。「②意味・形の似ている単語や句が部分的に組み合わせさせて、新しい言い方を作ること。“やぶる”と“さく”とから“やぶく”が作られる類。混成。コンタミネーション」は、同じ「破る+裂く」の単語を挙げながら言及した句の混交に就いての例を付けていない。『日本国語大辞典』の見出し語は順番が違う【混淆・渾淆・混交】であり、「《名》①さまざまの違うものがいりまじること。また、いりませること。②(英 contamination, blending の訳語)意味の似ている二つの単語や句、時には話の筋が互いに部分的に組み合わせさせて新しい一つの語句、または、話の筋を形

成すること。“とらえる”と“つかまえる”とから“とらまえる”が成立するなどの類。混成。コンタミネーション」の両義は、[2]に話の筋まで取り上げた点が『広辞苑』よりも進んでいるものの句センテンスと共に例示が無い。元より語釈に用例が少ない同辞書はともかく『広辞苑』でも句単位の混交の例を欠くのは、語釈の内・外とも句単位の用例を愛用する『現代漢語詞典』とは著しく対照を成している。『新明解国語辞典』は句を成し話の筋が有る例文の多さも評判の「異色」に数えられるが、【混交】③の定義で話の筋どころか句にも触れないのは日本の辞書の単語本位あかしの証であろうか。

『日本国語大辞典』の[2]は使用例が無く成立時期は判明されていないが、[1]の初出は見出し語に無い字を用いた「*文明本節用集(室町中)“混鯪 コンカウ”」である。次の「*国歌八論(1742)古学“一所もこれを混淆することなく、俗にいふ仮字遣ひ甚だ正し”」では、5点中の3点目及び最後と同じ「混淆」を使い、この用字は漢籍典拠「*抱朴子-尚博“真偽顛倒、玉石混淆同_広楽於桑間_、鈞_龍章於弁服_”」に合致する。4点目「*経国美談(1883-84)〈矢野龍溪〉前・一六“国政を回復し人民を済ふの公憤と己等の苦しめられたる鬱怒を散せんとするの私憤とを混交したる者なきにあらねば”」で「混交」が現れたが、見出し語の中で『広辞苑』より1つ先に出て「混交」の前に在る「渾淆」は使用例が無い。『漢語大詞典』では語釈が「混淆;混雑」と為る【渾淆】の項目が設けられており、「《漢書・董仲舒伝》：“廉恥質乱，賢不肖渾淆，未得其真。”」等3点の典拠が付いているが、「明沈鯪《双珠記・勾補軍伍》」を最後に近代以降の用例が無く死語の匂いを漂わせている。

『現代漢語詞典』には「混交」は無いが同じ和製漢語の「【混交林】 hùnjiāolín」が有り、語釈は「**[名]**兩種或多種樹木混生在一起的森林，如喬木和灌木的混交林，針葉樹和闊葉樹的混交林（跟“單純林”相對）」（(名)2種類或いは2種類以上の樹木が混生する森林。喬木と灌木とから成る混交林，針葉樹と広葉樹とから成る混交林の類。[[單純林]に対して言う）である。『広辞苑』の【混交・混淆・渾淆】の唯一の子見出し「-りん【混交林】」は、より簡単に「二種以上の樹種から成る森林。混合林。↔單純林」と説明されている。『日本国語大辞典』では「こんこう-りんコンカ 【混淆林・混交林】は「こんごうりん【混合林】に同じ」とし、本見出しは「(名)広葉樹と針葉樹とが混生する森林。また、二種以上の樹種から成る森林をもうい。混淆林。↔單純林」である。使用例が無いこの3語は専門性が高いからか『新明解国語辞典』では採録されておらず、其故に『現代漢語詞典』の立項と日本の両辞書以上に詳しい解説は実用性を感じさせる。それはそれとして、『広辞苑』『現代漢語詞典』の唯一の見出し語「混交林」が此処で空見出し中の併記と成り、その前に在る「混淆林」が【混合林】の語釈中の唯一の同義語に挙げられているとは、「混交・混淆・混合」の混在を以て日本語の万よろずの言葉の渾淆・混沌な在り方を思わせる。

「言葉」と「言語」：日本語の軽・薄と中国語の重・厚

日本の現存最古の歌集は『日本国語大辞典』の「まんようしゅう^{万葉}【万葉集】」では、「(万 [よろず] の世 [葉] に伝えられるべき集。万 [よろず] の言葉また歌を集めた集の意などといわれる)、『広辞苑』の同項目では「(万世に伝わるべき集, また万^{よろず}の葉すなわち歌の集の意とも)」と説明されている。『日本国語大辞典』の「まんよう^{万葉}【万葉】」は、「(連声で“まんよう”とも) ㊦ (名) ①あらゆる草木の葉。多くの葉。②(“葉”は世・時代の意) よろずよ。万世。万代。③“まんようがな (万葉仮名)”の略。㊦ “まんようしゅう (万葉集)”の略称」の多義である。『広辞苑』の①② (③は ㊦ の意) に当る最初の2つは、其々「文華秀麗集 (818) 下・神泉苑九日落葉篇〈巨勢識人〉」等2点、「日本後紀-延暦一六年 (797) 二月己巳」等3点の使用例が付き (③の2点の初出は900年余り後の「雑俳・松の雨 [1750か]」, 漢籍「*淮南子-繆称訓“辟若^三伐^レ樹而引^二其本^一, 千枝万葉即莫^レ得^レ弗^レ從也”」「晉書-武帝紀“見^二土地之広^一, 謂, 万葉而無^レ虞觀^二天下之安^一, 謂, 千年而永治”」が有る。『漢語大詞典』の同項目 (拼音 = wànyè) は「万世; 万代」の1義で, 典拠 (3点) の初出も同じである (個別の字や読点違って「見土地之広, 謂万葉而無虞; 觀天下之安, 謂千年而永治。」と為り, この「觀」ならぬ「観」は前出の『現代漢語詞典』『日本国語大辞典』の「睹・観」と繋がる) が, 『新明解国語辞典』の「まんよう^{万葉} ㊦ 【万葉】」の「〔←万葉集 ㊦〕わが国最古の歌集。二十卷。奈良時代の末に成立。“古・女人”〔口語系は“まんよう”〕」と同じく, 中国語でもこの語の元の意は消えており「葉」(yè) から「世」(shì) への連想さえ難しい。

その「葉」の「世」の他の意は『日本国語大辞典』の「ことば【言葉・詞・辞】」の冒頭で、「(名) 社会ごとにかまわっていて, 人々が感情、意志、考えなどを伝え合うために用いる音声。また, それを文字に表わしたもの」という総括的な定義の下に, 10の語義 (内 ㊦ ㊦ ㊦, ㊦ に㊦ ㊦ が有る) が有る。語源説として「(1) コトハ (言端) の義 [名言通・大言海]。(2) コトノハ (言葉) の義。ハ (葉) は言詞の繁く栄えることをいう [和訓栞]。(3) コト (事) から生じた語。葉は木によって特長があるように, 話すことによって人が判別できるということから [和句解]。(4) コトハ (心外吐) の義 [言元梯]。(5) コトは“語”の入声 Kot で, 語る意。パは“話”の別音 Pa の転 [日本語原考=与謝野寛]」と有り, 最初の3項目中の「端」の中心から外れた位置や「葉」の薄くて軽い^{イメージ}形象が興味深い。諸語義中の ㊦ は「話したり語ったり, また, 書いたりする表現行為」であるが, 使用例 (3点) の初出「万葉 (8C 後) 四・七七四」の内の「言羽 (ことば)」も字面に軽さが出ている。「㊦ 表現された内容」の内の「㊦ 口頭で語った内容。話。語り」の使用例 (5点) 中, 4点目「狐の裁判 (1884) 〈井上勤訳〉一〇」では「言語 (コトバ)」と書かれている。「㊦ 発言されたもの, 記載されたものを問わず, 一つのまとまった内容を持つ表現。作品」の使用例 (5点) 中, 2点目「史記呂后本紀延久五

年点 (1073) 』では「語 (コトバ)」の表記と為っている。本論考の導入部で金田一京助・石川啄木の相関図に出た与謝野寛の語源説にも「語」が有るが、見出しに類似の抽象語「詞・辞」が有るのに「語・言語」が入らないのは考えさせられる。

中国語では和語「ことば」の当て字「言葉」は意味を成さず、対応として上記数語を含む「詞/辞」「話」「語」「話語」「言辞/言詞」「言語」「語言」等有る。④①の明治17年の使用例中の当て字は同辞書の「げんご【言語】」の項目で、「〔名〕人間の思想や感情、意思などを表現したり、互いに伝えあつたりするための、音声による伝達体系。また、その体系によって伝達する行為。それを文字で写したもののこともいう。ことば。げんぎょ。ごんご」と説明されている。「*広益熟字典 (1874) 〈湯浅忠良〉“言語 ゲンゴ モノガタリ”」等4点の使用例の他に、漢籍典拠として異例の2点で「*論語-先進“先進，宰我，子貢” * “礼記-王制“五方之民，言語不通，嗜欲不同”」が付いている。次に「**語誌** 江戸時代までは漢音よみの“ゲンギョ”と呉音よみの“ゴンゴ”とが並行して用いられてきたが、明治初年に、両語形が混交して“ゲンゴ”が誕生した。“ゲンゴ”の一般化に伴って“ゲンギョ”は姿を消し，“ゴンゴ”は，“言語道断”などの特定の慣用表現に残った」と有るが、中国語由来の漢・呉両音の混交による「言語」が日本語の混交の例に成るのは愉快である。定義に「その体系によって伝達する行為」が有るのに動詞的な機能が示されていないのは、【言葉・詞・辞】の①の語釈「話したり語ったり、また、書いたりする表現行為」と、使用例で名実 (形式・内容) 俱に全て名詞として使われていることとの乖離に通じるが、中国語の「言語」は日本語と共通点を持ちながら名詞・動詞の「両性具有」である。

「言伝」と「言諭」：中国的な言語発信の積極性の表徴

『現代漢語詞典』の「【言語】 yányǔ」は「**名**説的話」(〔名〕言うこと [言葉]) の意で、用例「～粗魯 | ～行動」(「言葉遣いが粗野である」「言説と行動」) が挙げられている。直下の異読の別項「【言語】 yán·yu」(「語」は通常の第3声ならぬ軽声) は、「〈口〉**動**説；説話：你走的時候～一声兒 | 問你話呢，你怎麼不～？」(〈口〉(動) 言う。話す。「出て行く時は一言言っ
てね」「貴方に訊いているのだよ。どうして話さないの?」) と為っている。前項と同数の例文は同辞書の挙例に句単位のものが多いかを改めて印象付けるが、両項の品詞の違いは句単位の表現の多さと中国語の動詞の機能の発達との相関を示唆する。この2語は日本語の「言語」の音声に由る伝達体系又はその体系に由る伝達行為を意味し、更に字形の共通項の「口」を体現する様に口頭に特化し文字に由る表現を含めていない。思想・感情・意志等の自己主張や他者との交流を重んじる国柄に由る「言」の行動性は又、「【言】 yán」の40の子見出し (内の半分は4字 [又は8字] 熟語) から色々と見て取れる。

例えば、「【言説】 yánshuō」の語釈・挙例は「**動**説：不可～|難以～」（**動**）言う。「言えない」「言い難い」であるが、『新明解国語辞典』の「げんせつ **0**【言説】」（声調は第3版までは**0**①）に「_{する}」が無いことが示す様に、「自分の考えを述べたり物事を説明したりすること。また、その言葉」の意に有る動作の成分は、元より持ち合せていない動詞の機能では表せないのである。『日本国語大辞典』の説明は「(名)意見を言ったり物事を説明したりすること。また、そのことば。ごんせつ」で、「山鹿語類 (1665) 二一・徳を練り才を全くす」等3点の使用例で全て名詞として出ている。漢籍典拠「*李山甫-禅林寺作寄劉書記詩“今朝林下忘言説, 強把新詩寄謫仙。”」の中の「言説」は、『漢語大詞典』の「**3**言辭: 言論」の出典(4点)の3点目「清王夫之《為家兄作伝略已示従子敏》詩: “正可忘言説, 將心告烈皇。”」と同じ名詞に成るが、「**1**談論; 説話」(談論 [する]。話す)の3点中の2点目「唐柳宗元《送徐從事北游序》: “讀《詩》、《礼》、《春秋》, 莫能言説, [下略]”」は、定義通りの動詞の用法であり「莫能～」は正に「不可～」と同義である。3点の典拠が付く「**2**指宣講佛教的故事和理論」(**2**仏教の故事と理論の説法をすることを指す)も、動詞の使い方が有る所為か仏教関係の単語が多い日本語には入っていない。『日本国語大辞典』の初出の使用例「更に言説に不可渡して, 言説又仁義のみ也」と違って、最後の「*野分 (1907) 〈夏目漱石〉— “〔前略〕不生産的な言説 (ゲンセツ) を弄する [下略]”」は否定的な意に成ったが、『広辞苑』の項目(語釈 = 「ことばで説くこと。また、そのことば」)の用例「一をもてあそぶ」も、肯定的な使い方が副次的な位置へと転じた変化に由って日本語の「言説」の萎縮を思わせる。

「【言語】 yán·yu」の直下の「【言諭】 yányù」(「諭」は「語」と同音で、第4声)も、「【言説】と品詞も用例も同じで、「**書** **動** 用語言來說明 (多用於否定式): 不可～|難以～」(「**書**」(**動**) 言辭を以て説明する [多くは否定形に用いる]。「言葉で説明できない」「言葉で説明し難い」と為る。拼音順で2字単語群の内1番目に在る「【言伝】 yánchuán」の語義・用法も大同小異で、「**動** 用語言来表达或伝授: 只可意会, 不可～」(「**動**」言葉を以て言い表し又は言い伝える。「明言せずに分ってもらうしか無く、言い伝えることが出来ない」)である。「【意会】 yìhuì」は「**動** 不經直接説明而了解 (意思)」(「**動**」直接の説明を経て [意味を] 理解する)の意で、用例「只可～, 不可言伝」は【言伝】と一緒にあるが、【言伝】を含むもう1つの成語は直下の「【言伝身教】 yánchuán-shēnjiào」で、「一面口頭上传授, 一面行動上以身作則, 指言語行為起模範作用」(口頭で伝授する一方、行動で身を以て模範を為す。言語・行為が模範の働きを持つことを指す)と説明されている。「【身教】 shēnjiào」の意味は「**動** 用自的行動作榜樣」(「**動**」自分の行動で模範を為す)で、「言伝～」に次ぐ用例「～重於言教」(垂範は説教よりも重要だ)の中の対置概念は、「【言教】 yánjiào」の項目での語釈・用例は、「**動** 用講話的方式教育、開導人: 不僅要～, 更要身教」(「**動**」談話の方式で人を教育し諭す。「言語で伝授するだけでなく、身を以て模範を示す必要が有る」)である。「言伝」「身教」は2語

が合成した熟語や複数の用例中の重複登場の様に好く使われるが、「言伝」と意味が通じる動詞「言諭」及び対置語「意会」と俱に日本語に入った痕跡が無い。

「言談」と「挙止」：日本語に於ける前者の衰微と両者の分断

【言説】の直下の「【言談】 yántán」は動詞先行の両義を持ち、その「①動 説話；交談。②名 指説話的内容和態度」(①(動) 話す。話し合う。②(名) 話す内容・態度を指す)には、其々用例「不善〜」(口下手)、「〜挙止 | 〜風雅」(「話しと立ち居振る舞い」「話し方が上品である」)が付いている。『日本国語大辞典』にも「げん-だん【言談】」の項目が有り、語釈は「(名) 話すこと。ものがたること。談話。言説」である。使用例(4点)の初出「*殿曆-康和三年(1101)八月五日「〔前略〕暫御言談数時、次退出」」でも、最後の「*俳諧-一字般若(1772)「〔前略〕何ぞ馬鹿〜是を言談し居るものあらん」」でも動詞として使われたが、漢籍典拠「*韓非子-八姦“人主者固_レ壅其言談_レ、希_レ於聽_レ論議_レ”」では名詞の用例で、『漢語大詞典』の「① 談論；交談」の「《墨子・尚同中》」等4点中の動詞用例は採られていない。日本語好みの名詞の用法は「②指説話的内容和態度」の「《墨子・天志中》」等3点にも有るが、日本語では長い歴史を持つこの言葉は『新明解国語辞典』どころか『広辞苑』にも無く、中国語の様に名詞の「挙止」とで4字熟語を合成した例も辞書を見る限り出て来ない。

『現代漢語詞典』の「【挙止】 jǔzhǐ」の語釈は、「名 指姿態和風度；挙動」((名) 姿態と立派な容貌や人柄を指す。挙動)と言う。名詞で解釈できるのに「指〜」(〜を指す)と付けたのは兎角動詞を使う習性であろうが、和製漢語「兎角」に当る中国語の「動輒」(dòngzhé)の字面にも「動」が含まれるし、『現代漢語詞典』の項目(〈書〉副)の語釈「動不動就」(何時も。ややもすれば)も「動・不動」の対立項を軸とする。【挙止】の用例は「〜大方」(立ち居振る舞い方が堂々としている)の次が「言談〜」であるが、『広辞苑』の「きよ-し【挙止】」(語釈=「立ち居ふるまい」)の用例は「一進退」で、『新明解国語辞典』の「きよし①【挙止】」も「“立ち居ふるまい”の漢語的表現。“一端正”と為っている。『日本国語大辞典』の同項目(語釈=「(名) たちふるまい。挙動。動作。挙措」)では、漢籍典拠「*後漢書-馮異伝“觀_レ其言語挙止_レ、非_レ庸人_レ也”」に「言語挙止」と有り、「日本外史(1827)三・源氏正記」等4点の使用例の中でも、2点目「*浮城物語(1890)〈矢野龍溪〉三“挙止沈着にして、言語正確なり”」に同じ対が_{ついで}出ているが、日本では曾て影響が見られた「言語挙止」及び変化形の「言談挙止」は熟語に成り損_{そこな}った。

『現代漢語詞典』の【言】の子見出し中の2字単語は純名詞の方が全て日本語にも有り、6語中の1例は字・義が「言談挙止」と関連する「【言行】 yánxíng」である。語釈「名 言語和行為」((名) 発言と行為)に付く用例「〜一致」は常用度を示しているが、『広辞苑』の「げん-こ

う【言行】^{ゴカ} (= ことばとおこない。発言と行動。“一録”) の唯一の子見出しも、「-いっち【言行一致】」 (= 「自分の言葉どおりに行動し、矛盾がないこと」) である。『新明解国語辞典』の「げんこう^{ゴカ}①【言行】」の項目は、初版の「言うことと(それに応じた)行動。〔広義では、(日常の)ふるまいを指す〕“一録③”」の挙例に、「言行一致」の理想とは裏腹の現実の陰影を映す様に第5版で「・一不一致」が追加された。『日本国語大辞典』の説明は「(名) ことばとおこない。言ったり、行なったりすること」で、「史記抄(1477) 一一・孫吾」等5点の使用例と漢籍典拠「*易経-繫辭上“言行君子之所_三以動_二天地_一也”」が付してある。3点目「運歩色葉(1548)“言行不相応(ゲンカオフサウヲウ)”」は「言行不一致」と通じ、日本で和製漢語と認識されている「言行一致」の漢籍出典とも「相応」で重なっている。

『日本国語大辞典』の【言行一致】には漢籍典拠が挙げられておらず、語釈「(名) 口で言ったことと、行動とが同じであること。また、同じになること」の他、「怪化百物語(1875)〈高島藍泉〉下」等3点の使用例のみが有る。『現代漢語辞典』で立項されていないこの4字熟語は『漢語大辞典』では、「説的和做的一個様(言うことと為すこととが同じである)」と説明され、出処(3点)中の1点目「宋文天祥《西澗書院積業講義》」に「言行一致、表裏相応」が有り、次の「元許衡《為君難六事・踐言》」でも全く同じ8字が使われている。反対語「言行不一致」は和製漢語に違い無いが『日本国語大辞典』では採録されておらず、【言行一致】の2点目の使用例「竹沢先生と云ふ人(1924—25)〈長与善郎〉竹沢先生とその兄弟・六」の1節には出ている。その「低劣な言行一致よりは高い言行不一致の方が遥かに価値のある事を知るべきだ」とは、『孟子・離婁章句下』の「大人者、言不必信、行不必果、惟義所在」(大人なる者は、言必ずしも信ならず、行必ずしも果ならず。惟義の在る所のままなり)とも似た逆説である。『現代漢語辞典』に無い和製漢語「逆説」は奇しくも同じ長篇小説に初期の使用例が有り、この新語を逸早く使った作者が逆説力の持主であることは言語・思想の一体関係を示唆する。

「逆説」と「雋語」: 「逆」に対する中国語の拒否反応の発露

『日本国語大辞典』の「ぎゃく-せつ【逆説】」の多義は、「(名) (英 paradox の訳語) ① 真理にそむいているようで、よく考えると一種の真理を言い表わしている表現法。逆理。パラドックス。② 一見自明な命題から論理的に正しい推論によってみちびきだされたように見えながら、矛盾をはらむ命題。逆理。パラドックス。③ 常理に反する説で、その説に反発する正当な論拠を見いだしがたいもの。歴史的には“アキレウスは亀に追いつけない”などのゼノンの逆説が名高い。逆理。パラドックス。④ “ぎゃくせつ(逆接)”に同じ」である。使用例が無い②以下に対して①には「*哲学字彙(1881)“Paradox 逆説”」等4点があり、2点目は「*竹沢先生と云ふ人(1924—25)〈長与善郎〉竹沢先生の家・五“迷信的進化論者にむかっては〈略〉

逆説を一寸提出してみたくなる”]である。[語誌]に拠ると、1873年の『附音挿図英和字彙』初版には「paradox 奇怪に似て反て道理ある説。奇怪の話」と有る様に、明治初年には「逆説」はまだ用いられていなかったが、その後挙例の『哲学字彙』で「逆説」が当てられ、翌82年の『英和字彙』再版で語釈に「逆説」が付加されたことに由りこの訳語が定着して行ったと考えられる。上記2点目の用例が40年余り後に当るのは定着の緩慢を意味する^{いな}か否かは判然としないが、初出から130年後の今も日本語から盛んに逆輸入している中国語には入り切れていない。

『附音挿図英和字彙』初版の99年後に刊された『新明解国語辞典』初版の「ぎやくせつ①【逆説】」は、「表現の上では一見矛盾しているようだが、よくよくその真意を考えるとなかなか穿(穿)った説。パラドックス。例、“急がば回れ”など」と解説されている。『広辞苑』の「(paradox)」の説明の下の両義中の①は、「衆人の受容している通説、一般に真理と認められるものに反する説。“貧しき者は幸いである”の類。また、真理に反対しているようであるが、よく吟味すれば真理である説。“急がば回れ”“負けるが勝つ”の類。パラドックス」である。両方に有る熟語は『日本国語大辞典』の「いそーぐ【急】」の子見出し(2点目の後者)【いそがば回(まわ)れ】で、「危険な近道をするよりも、遠回りでも安全確実な道を歩いた方が結局は得策であるというたとえ」と説明され、使用例「*雲玉和歌抄(1514)雑“もののふのやばせの舟ははやくともいそかはまはれせたの長はし(俊頼)” *咄本・醒睡笑(1628) — “いそがば廻れ”といふことば、物毎にあるべき遠慮なり。宗長がよめる、武士(もののふ)のやばせの船は早くともいそがば廻れ瀬田の長橋”」が付いている。道を歩くことに譬えた語釈に対して2点とも舟が出る同じ和歌であるとは海洋国家らしいが、類義の中国の格言「欲速則不達」(速からんと欲すれば則ち達せず)は遥かに歴史が古い。

「急がば回れ」の初出より約2000年も昔の『論語・子路』に初めて出たこの名言は、『現代漢語詞典』の「【欲速則不達】yù sù zé bù dá」の項目では語釈のみで、「過於性急反而不能達到目的」(性急過ぎると反って目的を達成できない)と解釈されている。『漢語大辞典』の出处(4点)中の2点目も相当古い「《漢書・李尋伝》」であるが、24史の1と為る『漢書』の引用が多い『日本国語大辞典』にもこの慣用語は出ていない。中国語では『日本国語大辞典』の【逆説】②に当る paradox の正統な訳語は「悖論」(bèilùn)で、『現代漢語詞典』の語釈は「[名]邏輯学指可以同時推導或証明兩個互相矛盾的命題的命題或理論体系」(《名》論理学で、同時に2つの互いに矛盾する命題を導き出せ或いは証明できる命題や理論体系を指す)であるが、論理学分野での別の訳語「詭論」「反論」「自否」は馴染が薄く同辞書には入っていない。修辞学で言う「僻論」「反論」や「似非而是」(非に似て是である)も採録されていないが、和製漢語の原形借用の「逆説」と共に文学批評等の用語を為す「隲語」(juànyǔ)は、「《書》[名]寓意深刻、耐人尋味的話語」(《書》《名》寓意が深く、玩味に耐え得る言葉)の意で、用例「～箴言」が

付いている。『新明解国語辞典』『広辞苑』に無いこの語は『日本国語大辞典』の「しゅん-ご【俊語・雋語】」の項目で、「(《名》すぐれた言葉。また、きびしい言葉」と定義されている。使用例(2点)の初出「*日本詩史(1771)二“曰_下惠日照_二千界_一,慈雲覆_中万生_上,実俊語也”」は、漢籍典拠「*朱熹-遊昼寒以茂林侑竹清流激湍分韻賦詩得竹字詩“後生更臺臺,俊語非_二碌碌_一”」と同じ表記を使っている(次の「『舞姫』論争[1954]〈臼井吉見〉」では「雋語[シュンゴ]」が、称賛対象の文言は逆説には程遠いので中国語で「逆説」が成立し難い実態を思わせて了う。

『日本国語大辞典』の【ぎゃく【字音語素】】の「2その他」の「【逆=逆】[㊦]」は、「①反対を向く。さかさま。②そむく。さからう。③あらかじめ。前もって」の多義で、用例として其々「順逆/逆行、逆算、逆襲、逆接、逆送、逆転、逆用、逆流/逆縁、逆光、逆接、逆徳、逆風、逆浪、逆比例、逆輸入、逆三角形」「順逆/反逆/悪逆、大逆、五逆/逆運、逆境/逆臣、逆心、逆賊、逆徒、逆名/逆耳、逆命/莫逆」「逆睹」が有る。この【字音語素】は【逆=逆】しか無い「2その他」の他に「1虐(虐)の類」だけで、この2項目は「【虐】[㊦]しいたげる。いじめる。/悪虐、苛虐、凶虐、残虐、暴虐/虐殺、虐使、虐待/大虐、五虐/虐刑、虐政/⇒ぎゃく(虐)」「【諛】[㊦]たわむれる。冗談をいう。/諧諛、戲諛、嘲諛/諛劇/諛笑/」である。中国語では「逆」「虐」「諛」は別々の nì, nüè, xuè と読み日本語の同音関係には無いが、程度の差こそ有れ「逆」が「虐」と同じ背徳・罪惡等の負の^{イメージ}形象を持つのは一緒である。

「名正言順」と「大義名分」：固有成語の相互不進入の怪

『現代漢語詞典』には4字熟語「【名正言順】 míngzhèng-yánshùn」の項目が有り、「名義正当、道理也講得通(語本《論語・子路》：“名不正，則言不順；言不順，則事不成”)。(名分が正当であれば、道理の主張も納得され易い。『論語・子路』の「名正しからざれば、^{すなわ}則ち言順^{したが}わず、言順わざれば、則ち事成らず」に由る)と説明されている。日本の熟語には『広辞苑』『新明解国語辞典』で採録された【論語読みの論語知らず】が有り、『日本国語大辞典』の【論語読】の唯一の子見出し【ろんごよみの論語(ろんご)=知(し)らず [=読(よ)まず】は、「書物に書いてあることを理解するだけで、実行の伴わない者をあざけていう」と説明されている。使用例(3点)中の初出「ロドリゲス日本大文典(1604—08)」では(「rongo yomazu [ロンゴヨマズ]」、3点目「滑稽本・浮世床(1813—23)初・中」と書かれたが、江戸時代の^{あかつき}暁から日本で『論語』が書物の代名詞に成っただけに、この1節及び派生の熟語の馴染の薄さは日本に於ける『論語』の普及度の低さを思わせる。

「名正言順」と字・義が重なる和製熟語「大義名分」は『日本国語大辞典』の項目で、「(《名》^①人として、または、臣民として守らなければならない根本的な道理、または分限。^②行ないの基準となる道理。理由づけとなる明確な根拠」と説明されている。^①の出处「近世偉人

伝(1877—81) 四・梅田雲浜伝「近世紀聞(1875—81)〈染崎延房〉七・二」は時期が重なり、使用頻度の高い②の挙例が無いことと対照的である。『広辞苑』の「たいぎ—めいぶん【大義名分】」の「①人として、また臣民として守るべき節義と分限。②行動の理由づけとなるはつきりした根拠」の両義では、後者に「一が立つ」の用例が付いている。『新明解国語辞典』初版では「たいぎ ①【大義】」の子見出し【一名分①—②】の語釈は、「㊦どんな乱暴な君主に対しても、臣下たる者の守るべき行動の限界。㊧他に対してうしろめたさを感じないで、何かをやっただけの(表面は)堂堂たる理由」である。第4版以降の改訂・加筆を経て現行版では、「㊦人の臣子(シ)である限り守らねばならぬ実践道德の窮極の一線。㊧他に対してうしろめたさを感じないで、何かをやっただけの恥かしくない理由。“一が立つ”“一を欠く”」と成っているが、2つの用例は其々「名正言順」と「名不正、言不順」(大義名分が立たず、説得力が無い)に対応できる。

『広辞苑』の「たいぎ【大義】」の「①重要な意義。大切な意味。②人のふみ行すべき重大な道義。特に、主君や国に対してなすべき道」では、用例の無い【大義名分】①に当たる②の方に「一にもとる」を付けている。『新明解国語辞典』の【大義】の多義は、「㊦人間として踏みはずしてはならない、最も大事な道。㊧国家・君主に対する忠誠。“一親を滅ぼす【大義と、親・兄弟の身の保全と二者択一すべき時には、後者を捨てる】”㊨“大義名分”の略。“一の無い戦争”」である。『日本国語大辞典』では「(名)“だいぎ”とも」の説明の下の5つの語義の中で、4字熟語の略と為る④は別の「たいぎ(大義)親を滅ぼす」の略である。使用例の成立順では「①重要な意義。大切な意味。要義」(3点中の初出=「法華義疏[7C前]一・序品」)→「⑤聖徳太子が推古天皇一一年(六〇三)に制定した冠位十二階のうちの一つで、第九番の位」(出処=「書紀[720]」推古一一年一二月(岩崎本訓))→「②人のふみ行なうべき大切な節義。人倫の大きな筋道。君臣、親子、男女の道など」(5点中の初出=「性霊集—六[835頃]奉為桓武皇帝講太上御書金字法花達囀」)→「③過重な負担。厄介な事柄。大儀」(2点中の初出=「蔭涼軒日録—文明一八年(1486)七月二日」)→④(出処=「雑俳—柳多留・九[1774]」)と成る。漢籍典拠として①に「*漢書—芸文志“昔仲尼没而微言絶、七十子喪而大義乖」、②に「*易経—家人卦“男女正、天地之大義也」が有るが、「大儀」の和製語義(両言語共通の語義は「重大な儀式」)から来た③は言うまでもなく、中国語の「大義滅親」に由来した「大義親を滅ぼす」の略の④も日本語独特のものである。

「大義」と共に4字熟語を構成する日本語は『広辞苑』の「めいぶん【名分】」では、「[莊子天下] 道德上、身分に伴って必ず守るべき本分。君に対する臣としての本分、親に対する子としての本分など。“一が立たない”“大義一」と説明・例示されている。『日本国語大辞典』の「(名) 名義・身分に伴って必ず守らなければならない道義上の分限」には、「清原国賢書写本莊子抄(1530)一〇」等5点の使用例、及び漢籍典拠「*莊子—天下“易以道陰陽、春秋

中国語の奥秘 日本語の機微——辞書の語釈・用例に見る両言語の表情と両国の国情 (2) (夏)

以道_名分_”が付いている。『新明解国語辞典』の「めいぶん①【名分】」は、「⊖その身分に属する人が、これだけは守らなければならない、とされる実践道徳。“大義一”。⊖表向き理由。名目。“一が立たない/一に欠ける”（「一に欠ける」は第3版での追加）である。2語とも中国語由来なのに中国では4字熟語としての合成が無いばかりか、中国語の「大義」「名分」の古今の意味・用法・関連語と比べれば微妙な違いが多い。

(夏 剛, 立命館大学国際関係学部教授)

汉语的奥秘 日语的机微 ——语文辞典释义、举例中所见双语神态及两国国情（2）

本论文作为研究日中语言异同的一环，通过比较两国语文辞典的释义、举例及形式等，探索两种语言的特质、两国辞典的特色及两国的国情、人情、文化、历史、传统等。将《日本国语大辞典》、《广辞苑》、《新明解国语辞典》与《汉语大辞典》、《现代汉语辞典》相对照，以本文论述所援引或使用的词语等为材料，分析辞典的释义、举例、出典及背景说明等。

本部分继续用自由联想、串挂展开的手法，将一系列义、音、形相同或类似、有关的词语相联系。似可属较独特的若干论断中值得提出的一例是，《日本国语大辞典》里不少单词尽管有动词功能乃至相应的用例，但词性标仅作名词；《现代汉语辞典》则对有动、名两种词性者或分别标明或单作动词，由此可见这两种同根异枝的语言有一动与一静的性格差别等。

（夏 刚，立命馆大学国际关系学院教授）